



中国人民銀行の「クロスボーダー人民元決済地域拡大についての通知」の対訳
2011年8月24日

中国語原文	日本語仮訳
<p>关于扩大跨境贸易人民币结算地区的通知</p> <p>为满足企业对跨境人民币业务的实际需求，进一步发挥人民币结算对贸易和投资便利化的促进作用，现就扩大跨境贸易人民币结算地区的有关问题通知如下：</p> <p>一、跨境贸易人民币结算地区增加河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、贵州、陕西、甘肃、宁夏、青海省（自治区），地区范围扩大至全国。</p> <p>二、上述新增 11 个省（自治区）的企业可按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告[2009]第 10 号）规定，以人民币进行进口货物贸易、跨境服务贸易和其他经常项目结算。</p> <p>三、吉林省、黑龙江省、西藏自治区、新疆维吾尔自治区的试点企业可按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》与境外国家和地区的企业开展出口货物贸易人民币结算业务。</p> <p>四、按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》第四条有关规定，上述新增 11 个省（自治区）和吉林省、黑龙江省、西藏自治区、新疆维吾尔自治区的人民政府应协调当地有关部门推荐</p>	<p>クロスボーダー人民元決済地域拡大についての通知</p> <p>企業のクロスボーダー人民元業務の実際需要を満たし、クロスボーダー人民元決済による貿易及び投資利便化を促進するために、クロスボーダー人民元決済地域拡大につき、以下の通り通知する：</p> <p>一、クロスボーダー人民元決済地域は、河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、貴州、陝西、甘肅、寧夏、青海省（自治区）を追加し、範囲を全国に拡大する。</p> <p>二、上記の新規増加の 11 省（自治区）の企業は、「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告 [2009] 第 10 号）の規定に基づき、貨物輸入貿易、クロスボーダーサービス貿易、その他の經常項目の人民元決済を行うことができる。</p> <p>三、吉林省、黒竜江省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区のパイロット企業は「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」に基づき、域外国家や地域の企業と貨物輸出人民元決済業務を行うことができる。</p> <p>四、「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」第四条の関連規定に基づき、上記新規増加の 11 省（自治区）および吉林省、黒竜江省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区の人民政府は、</p>



出口货物贸易人民币结算试点企业，并报送人民银行、财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会审核。经审定后的试点企业使用人民币结算的出口货物贸易按照有关规定办理出口报关手续，享受出口货物退（免）税政策。

请开展跨境贸易人民币结算的省（自治区）有关部门，按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》等有关文件要求积极做好相关工作，保证跨境贸易人民币结算工作顺利进行。

貨物輸出貿易の人民元決済パイロット企業の推薦について関連部門と調整を行い、パイロット企業リストを中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会に提出し審査を受ける。審査により認定されたパイロット企業は、関連規定に基づき貨物輸出貿易における人民元決済で通関を申請する場合、輸出貨物の税還付（免税）政策を享受する。

クロスボーダー人民元決済を展開する省（自治区）の関連部門は、「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」などの関連文書に基づき、関連業務を積極的に行い、クロスボーダー人民元決済業務の順調な推進を確保する。

（日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部 調査課
三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部）

■ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
■ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。